

令和3年度

定期監査等結果報告書

寝屋川市監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象	1
2 監査の重点項目	2
3 監査の期間	2
4 監査の方法	2
第2 監査の結果	2
第3 文書指摘があった室・課等	3
む す び	10
参 考	14

令和3年度 定期監査等

第1 監査の概要

1 監査の対象

経営企画部	市長室秘書課、企画一課、企画二課、企画三課、 企画四課、情報化推進課
財務部	財政課、資産活用課
総務部	総務課、契約課、人事室
危機管理部	防災課、監察課、人権・男女共同参画課、 男女共同参画推進センター、消費生活センター
市民サービス部	
市民活動部	市民活動振興室
環境部	環境総務課、環境保全課、環境事業課、緑風園
健康部	保健総務課、保健衛生課、保健予防課、 健康づくり推進課、新型コロナウイルス感染症対策室
福祉部	福祉総務課、指導監査課、保護課、高齢介護室、 東高齢者福祉センター、太秦高齢者福祉センター、 障害福祉課、東障害福祉センター
こども部	こどもを守る課、子育て支援課、こどもセンター、 子育てリフレッシュ館、保育課
2軸化事業本部	
まちづくり推進部	まちづくり推進課、住宅政策課、交通政策課、 自転車の駅、産業振興室
都市基盤整備部	道路管理課、道路建設課、高架事業課、審査指導課、 公園みどり課、建築営繕課
会計室	
上下水道局	経営総務課、水道事業課、下水道事業室
議会事務局	
行政委員会事務局	公平委員会事務局、農業委員会事務局、 選挙管理委員会事務局

学 校 教 育 部	教育政策総務課、施設給食課、学務課、教育指導課、 総合教育研修センター、 学校園（梅が丘小学校、第四中学校）
社 会 教 育 部	社会教育課、文化スポーツ室、埋蔵文化財資料館、 中央図書館、東図書館（分館）、駅前図書館（分館）、 青少年課

2 監査の重点項目

財務監査のうち財産管理事務及び補助金等交付事務、行政監査のうち個人情報管理事務を重点項目として監査を実施した。

3 監査の期間

令和3年4月30日から令和4年2月16日まで

4 監査の方法

令和2年度の財務に関する事務及びその他の事務の執行状況について、関係資料等の提出を求め、事務が条例、規則その他の関係法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどについて監査を行った。

監査については、重点項目及び全室・課等の事務リスクを総合的に判断し、監査項目の設定を行い、実施した。また、監査における事項を確認するため、財政課、保護課、まちづくり推進課、教育政策総務課及び中央図書館に対して説明聴取を実施した。

学校園については、梅が丘小学校及び第四中学校に対し実地監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果を総合的にみると、事務の執行についてはおおむね適正と認められた。しかし、以下に記述する指摘事項があった室・課等については一部事務処理に適正を欠くものや、検討・改善を要する事項が認められたため、一層適正な事務の執行に努めること。また、説明聴取における監査委員からの意見等についても、適切な対応に努めること。

なお、軽易な事項については口頭で指導しており、文書指摘事項と同様、監査指摘事項として十分に認識し、適正な事務の執行に努めること。

第3 文書指摘があった室・課等

部局	室・課等	指摘事項数	指摘内容
経営企画部	企画三課	2	・その他
財 部 部	資産活用課	2	・財産管理事務
市民サービス部	(徴収・納付担当)	1	・収納金事務
市民活動部	市民活動振興室	1	・財産管理事務
環 境 部	環境事業課	4	・財産管理事務
健 康 部	健康づくり推進課	1	・収納金事務
	新型コロナウイルス感染症対策室	1	・契約事務
福 祉 部	東障害福祉センター	2	・財産管理事務
こ ども 部	こどもを守る課	5	・財産管理事務
	保育課	1	・収納金事務
まちづくり推進部	まちづくり推進課	2	・財産管理事務 ・契約事務
	交通政策課	3	・財産管理事務
	産業振興室	4	・財産管理事務
都市基盤整備部	道路管理課	2	・財産管理事務
	道路建設課	2	・財産管理事務 ・契約事務
行政委員会事務局	農業委員会事務局	1	・収納金事務
社 会 教 育 部	社会教育課	1	・財産管理事務
	文化スポーツ室	5	・財産管理事務 ・公の施設の管理
	中央図書館	4	・財産管理事務
	青少年課	2	・補助金等交付事務
合 計		46	

※機構順

◇指摘事項

定期監査（財務監査）

1 財産管理事務について

(1) 行政財産（教育財産を含む）の貸付け（飲料自動販売機設置）

ア 契約書において、延滞金の規定が寝屋川市公有財産規則の規定と異なっていた。

室・課等	施設等
資産活用課	寝屋川市庁舎及び職員会館
市民活動振興室	寝屋川市立市民会館
環境事業課	寝屋川市クリーンセンター
東障害福祉センター	寝屋川市生涯学習福祉センター
こどもを守る課	寝屋川市立保健福祉センター
交通政策課	寝屋川公園駅自転車駐車場（北側）
産業振興室	寝屋川市立産業振興センター
道路管理課	寝屋川市駅東側他 7 件
文化スポーツ室	寝屋川市立池の里市民交流センター

イ 公有財産の管理（貸付け及び行政財産の目的外使用の許可に限る。）に関連する事務を処理する場合は資産活用課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	施設等
環境事業課	寝屋川市クリーンセンター
東障害福祉センター	寝屋川市生涯学習福祉センター
交通政策課	寝屋川公園駅自転車駐車場（北側）
産業振興室	寝屋川市立産業振興センター
道路管理課	寝屋川市駅東側他 7 件

ウ 貸付料の納入において、契約書で定める納入期限と異なる納期限の納入通知書もしくは納期限の記載のない納入通知書を発行し、貸付料が契約書で定める納入期限までに納付されていなかった。

室・課等	施設等
環境事業課	寝屋川市クリーンセンター
交通政策課	寝屋川公園駅自転車駐車場（北側）

エ 貸付料の納入において、納入通知書の発行が遅れ、納期限の記載のない納入通知書もしくは契約書で定める納入期限と異なる納期限の納入通知書を発行し、貸付料が契約書で定める納入期限までに納付されていなかった。

室・課等	施設等
子どもを守る課	寝屋川市立保健福祉センター
文化スポーツ室	寝屋川市立池の里市民交流センター

オ 貸付料の調定において、当該金額が 50 万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議していなかった。

室・課等	施設等
子どもを守る課	寝屋川市立保健福祉センター

カ 貸付料の調定において、貸付料の額が確定した契約締結日に、調定が行われていなかった。

室・課等	施設等
文化スポーツ室	寝屋川市立池の里市民交流センター

(2) 普通財産の貸付け

ア 契約書において、延滞金の規定が寝屋川市公有財産規則の規定と異なっていた。

室・課等	用途・場所
資産活用課	資材置場等
まちづくり推進課	マンション駐輪場
中央図書館	アドバンスねやがわ一号館 5 階

イ 契約書に寝屋川市公有財産規則で定められている延滞金が規定されていなかった。

室・課等	用途
道路建設課	資材置場等
社会教育課	支線柱設置

ウ 貸付けを受けようとする者があるときは、その者から普通財産貸付申請書を提出させなければならないところ、提出させていなかった。

室・課等	場所
中央図書館	アドバンスねやがわ一号館 5階

エ 貸付料の調定において、貸付料の額が確定した契約締結日に、調定が行われていなかった。

室・課等	場所
中央図書館	アドバンスねやがわ一号館 5階

(3) 行政財産（教育財産を含む）の目的外使用の許可

ア 公有財産の管理（貸付け及び行政財産の目的外使用の許可に限る。）に関連する事務を処理する場合は資産活用課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	施設等（使用目的）
環境事業課	高柳二丁目 311 番 69 ゴミ集積場（電柱）及び梅が丘一丁目 286 番 50 ゴミ集積場（支線）
子どもを守る課	寝屋川市立保健福祉センター（タクシー呼出電話機）
産業振興室	寝屋川市立産業振興センター（寝屋川市商業団体連合会事務室）

イ 専決権者による決裁が行われていなかった。

(ア) 専決権者である子ども部長によって決裁されなければならないところ、子どもを守る課長による決裁で施行されていた。

室・課等	施設等（使用目的）
子どもを守る課	寝屋川市立保健福祉センター（タクシー呼出電話機）

(イ) 専決権者であるまちづくり推進部部長によって決裁されなければならないところ、産業振興室課長による決裁で施行されていた。

室・課等	施設等（使用目的）
産業振興室	寝屋川市立産業振興センター（寝屋川市商業団体連合会事務室）

ウ 教育財産使用許可申請書及び教育財産使用料減額・免除申請書が申請者から提出されていたが、使用許可及び使用料等を免除とすることの起案を行わず使用させ、使用料等の免除を行っていた。

なお、当該目的外使用の許可については、令和2年度定期監査において、使用許可者の誤り（使用許可書を教育長名により申請者に交付しなければならないところ市長名により交付していた。）等の指摘を行った事項である。

室・課等	施設等（使用目的）
中央図書館	寝屋川市駅前図書館（サイネージ）

2 補助金等交付事務について

- (1) 交付決定において、専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、社会教育部長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
青少年課	寝屋川市社会教育に関する協議会事業補助金

- (2) 交付確定において、執行額が50万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
青少年課	寝屋川市社会教育に関する協議会事業補助金

3 収納金事務について

- (1) 出納員が収納した日の翌営業日までに指定金融機関等に払い込まれていなかった。

室・課等	件名
市民サービス部 （徴収・納付担当）	後期高齢者医療保険料
健康づくり推進課	雑入（大腸がん検診自己負担金、骨密度検診自己負担金及びその他）

- (2) 交付決定額と異なる金額で調定を行っていた。

室・課等	件名
保育課	子ども・子育て支援事業費補助金（府補助金）

- (3) 交付決定に基づき変更調定すべきところ、内示額の変更に係る通知文で変更調定がなされていた。

室・課等	件名
農業委員会事務局	農業委員会交付金（府補助金）

4 契約事務について

- (1) 当初締結されていた契約期間の満了後に変更契約が締結されていた。

室・課等	件名
新型コロナウイルス感染症対策室	新型コロナウイルスPCR検体検査追加業務委託

- (2) 変更に伴う予算措置及び契約締結がなされないまま工事が施工されていた。

また、当初の契約締結に当たり、入札参加者の入札参加資格要件の一つに市発注基準が土木A・Bランクの市内業者とあり、土木Bランクの市内業者が受注しているが、当初の予定価格を変更後の予定価格に置き換えた場合、当該工事は土木Aランクの市内業者に発注することとなる。

室・課等	件名
まちづくり推進課	都市計画道路寝屋川公園駅前線事業に伴う道路築造工事

- (3) 個人情報取扱特記事項について、起案文書には添付されていたが、製本の際に契約書と一体のものとされていなかった。

室・課等	件名
道路建設課	対馬江大利線事業用地取得等業務委託

5 公の施設の管理について

- (1) 使用許可の申請及び許可が事前に行われておらず、申請及び許可がないまま、団体に施設を使用させていた。

室・課等	施設
文化スポーツ室	寝屋川市立池の里市民交流センター体育施設

- (2) 使用料が前納されていなかった。

室・課等	施設
文化スポーツ室	寝屋川市立池の里市民交流センター体育施設

6 その他

- (1) 起案文書について、専決権者である経営企画部長によって決裁されなければならないところ、企画三課長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
企画三課	メールねやがわ・市公式アプリ「もっと寝屋川」 1世帯に1人登録キャンペーンに係る報償費

- (2) 支出負担行為書について、専決権者である経営企画部長によって決裁されなければならないところ、経営企画部次長による決裁であった。

室・課等	件名
企画三課	メールねやがわ・市公式アプリ「もっと寝屋川」 1世帯に1人登録キャンペーンに係る報償費

検討・改善を要する事項は以上であり、その他の室・課等については、事務処理はおおむね適正であった。

む す び

定期監査等の結果については、以上記述したとおりであるが、今回の指摘事項等を踏まえて留意すべき事項を以下に述べる。

1 公有財産の貸付けについて

公有財産の貸付けを受けようとする者があるときは、一般競争入札の方法による場合を除き、その者から貸付申請書を提出させなければならない。

公有財産の貸付料は、規則に基づき契約で定めた日又は市長の定める期日までに納付させなければならない。また、延滞金については、規則に基づき契約書に適切に定めなければならない。

(寝屋川市公有財産規則第30条第2項、第31条、第32条、第35条、第38条、寝屋川市教育財産管理規則第22条第2項)

2 行政財産（教育財産）の使用許可について

行政財産（教育財産）の使用の許可を決定したときは、速やかに、行政財産（教育財産）使用許可書を申請者に交付しなければならない。

(寝屋川市公有財産規則第25条、寝屋川市教育財産管理規則第12条)

3 歳入の調定について

調定とは、歳入に係る権利が発生した場合に発生した権利内容を明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する行政内部の意思決定行為であり、歳入を収納しようとするときは、法令にのっとり当該歳入について調定を行わなければならない。

(地方自治法第231条、地方自治法施行令第154条、寝屋川市金銭会計規則第13条)

4 収納金の払込みについて

出納員等は、その収納権限に係る収納金を領収したときは、納付書によりその領収した日の翌日までに、指定金融機関等に払い込まなければならない。

なお、近隣に指定金融機関等がない施設において、収納金が少額である場合

にあつては、1週間以内の期間を定めて、まとめて払い込むことができる。ただし、収納金の合計が1万円を超える場合は、超えた日の翌日までに払い込まなければならない。

(寝屋川市金銭会計規則第25条)

5 契約事務について

変更契約の締結については、遅滞なく行わなければならない。

工事においては、当初想定していた状況と相違する状況が施工中に発生した場合、本来であれば工事を一時中止し、設計変更の処理をした後、工事の施工をするべきである。しかし、早期完成のために、変更契約の締結を行わず工事を続行することは、請負者との間に紛争が生じるおそれがある。令和3年8月に公共工事に伴う設計変更ガイドラインを策定し、再発防止を図っており、今後、当該ガイドラインに基づき、設計変更に係る工事の適正な施工に努めること。

また、市の入札制度において土木・建築・電気・管・舗装の建設工事は、市内・準市内業者をA・B・Cの3等級に格付を行い、発注基準を定めている。設計変更の内容により発注基準に影響を及ぼし、入札制度の形骸化を招くことのないよう努めなければならない。

契約事務の執行に当たっては、市民から不信を招かないよう全庁挙げて高い規範意識を持ち、再発防止に努めること。

(工事請負契約約款第19条、第22条第2項)

6 個人情報を含む委託事務について

契約における個人情報取扱特記事項は、個人情報の取扱いについて具体的内容や諸条件などを詳細に定めるものであり、契約書の一部をなすものである。適正な契約履行を確保するため、契約書及び個人情報取扱特記事項は袋とじ等により一体的に製本すること。

(寝屋川市個人情報保護条例施行規則第8条第2項)

7 公の施設の使用許可及び使用料の徴収について

公の施設の使用は、条例及び規則の定めるところにより、使用に係る申請書を提出させなければならず、申請書の提出を受けたときは、使用の目的、使用者、使用期間等を精査の上、適当と認めたときは事前に決裁を受け、使用に係る許可書等を交付しなければならない。また、使用者は、公の施設の使用料を条例及び規則の定めるところにより、前納しなければならない。

(公の施設の設置及びその管理について定められている条例及び規則)

8 決裁について

決裁とは、市長（上下水道局においては上下水道事業管理者、教育委員会においては教育長）の権限に属する事務の執行に関し、最終的に意思決定を行うことをいい、専決とは、常時、市長（上下水道局においては上下水道事業管理者、教育委員会においては教育長）に代わって決裁することをいう。専決は実質的に市長（上下水道局においては上下水道事業管理者、教育委員会においては教育長）の権限を再配分するものであり、慎重な配慮を考慮する必要がある。

したがって、専決事項については、寝屋川市事務決裁規程（上下水道局においては寝屋川市上下水道局事務決裁規程、教育委員会においては寝屋川市教育委員会事務決裁規程）に定められた専決権者によって決裁されなければならない。

9 合議について

合議とは、起案内容が他の部、室及び課等の所掌事務に関連する場合に、当該部、室及び課等の長の了解・同意を求めることであり、意思決定を行う過程で必要な手続である。寝屋川市事務決裁規程等に基づき、適正に合議を受けること。

また、合議を行うに当たっては、その意義を十分に認識して行うこと。

(寝屋川市事務決裁規程第4条、寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）

4・5・6)

今回の定期監査に当たっては、財務監査のうち財産管理事務及び補助金等交付事務、行政監査のうち個人情報管理事務の3つの重点項目を始め、収納金事務や委託事務など財務管理に関する項目について、関係資料等に基づき調査・聴き取りを行い監査を実施した。その結果、文書による指摘は46件であった。なお、今年度は、指摘事項がより明確になるよう事象別の視点から整理を行った。

財務監査については、文書指摘において重点項目である財産管理事務で33件の契約書の不備や合議漏れ等があり、口頭指摘において軽微な記載漏れや記載誤りが見受けられた。

また、行政監査については、個人情報管理事務において、文書により指摘すべき事項はなかったが、軽微な事項について口頭により指摘している。

今後においても、事務事業の執行に当たっては、地方自治法の精神にのっとり、法令に基づき的確・適正に行うとともに、より効率的に諸施策の推進・展開が図られることを期待する。

なお、指摘事項については、当該部局に対するものであるが、他の部局においても自らの事例として受け止め、全庁的にこの趣旨が徹底されることを求める。

参 考

○地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（歳入の収入の方法）

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（歳入の調定及び納入の通知）

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

○寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成18年寝屋川市条例第25号）抜粋

（使用の許可）

第4条 センターの施設及びその附属設備（以下「センターの施設等」という。）のうち、体育施設及び多目的室（以下「貸出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認めたときは、この限りでない。

2～4（略）

（センターの使用料）

第11条（略）

2 (略)

3 使用者は、別表第1又は別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

○寝屋川市公有財産規則（昭和59年寝屋川市規則第14号）抜粋
（使用許可書の交付等）

第25条 市長は、行政財産の使用の許可を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。ただし、行政財産の種類に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 使用を許可する行政財産の表示
- (2) 使用者の住所及び氏名
- (3) 使用の目的及び期間並びに使用上の制限
- (4) 使用料及び光熱水費等の負担
- (5) 使用許可の取消事由
- (6) 原状回復及び損害賠償の方法
- (7) 有益費等の請求権の放棄
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

2 行政財産の使用を許可しないものと決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（準用）

第30条 (略)

2 次条から第44条までの規定は、法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合について準用する。

（貸付けの申請）

第31条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、一般競争入札の方法による場合を除き、普通財産貸付申請書を市長に提出しなければならない。

（契約）

第32条 普通財産の貸付けを決定したときは、契約書を作成し、貸付けの相手方（以下「借受人」という。）と契約を締結するものとする。

2 前項の契約書には、次の各号に掲げる事項（第40条ただし書の規定により市長の承認を受けて転貸をする場合は、第8号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。ただし、普通財産の種類に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 貸付けをする普通財産の表示
- (2) 借受人の住所及び氏名
- (3) 使用目的又は用途指定
- (4) 貸付期間
- (5) 貸付料の額及び納期
- (6) 権利金の額及び納期
- (7) 延滞金
- (8) 転貸等の禁止
- (9) 有益費等の請求権の放棄
- (10) 原状回復及び損害賠償の方法
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

（貸付料の納付方法）

第35条 貸付料は、契約で定めた日又は市長の定める期日までに納付させなければならない。ただし、貸付料の全部又は一部を前納させることができる。

（督促及び延滞金）

第38条 借受人が貸付料又は権利金を納付期限までに納付しないときは、寝屋川市金銭会計規則（平成19年寝屋川市規則第39号）第31条の規定により督促しなければならない。

2 貸付料又は権利金を前項の納付期限までに納付しなかつた者については、その納付期限の翌日から納付の月までの日数に応じ、当該貸付料又は権利金の金額につき、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

○寝屋川市個人情報保護条例施行規則（平成9年寝屋川市規則第45号）抜粋

（委託に伴う措置の内容）

第8条 （略）

2 実施機関は、個人情報取扱事務を委託する相手方を決定し、契約書を作成しようとするときは、寝屋川市契約規則等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 個人情報を保護する制度の整備に関すること。
- (2) 実施機関が認めたもの以外のものへの再委託（委託しようとする事務が特定個人情報を取り扱うものであるときは、再委託のほか、当該再委託を受けた者から更に委託を受けた場合等当該特定個人情報を取り扱うすべての委託を含む。）の禁止
- (3) 委託の目的以外に個人情報を利用しようとすることの絶対的禁止
- (4) 個人情報を記録した物を複写し、又は複製するときは、委託の目的のために必要最小限の範囲とすること。
- (5) 実施機関が必要と認めるときは、委託の相手方に対して実地の調査を行うことができること（委託しようとする事務が特定個人情報を取り扱うものであるときに限る。）。

○寝屋川市金銭会計規則（平成19年寝屋川市規則第39号）抜粋

（歳入の調定）

第13条 歳入を収入しようとするときは、調定書により調定しなければならない。

（出納員等の払込手続）

第25条 出納員等は、収納金を領収したときは、納付書により、その領収した日の翌日（当該日が寝屋川市の休日に関する条例（平成2年寝屋川市条例第16号）第1条第1項に規定する休日（以下第41条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をいう。以下同じ。）までに、指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出納員等は、近隣に指定金融機関等がない施設において収納金を収納し、かつ、当該収納金が少額である場合にあっては、1週間以内の期間を定めて、当該収納金をまとめて払い込むことができる。ただし、当該収納金の合計が1万円を超える場合にあっては、当該超えることとなった日の翌日までに当該収入を払い込まなければならない。

3 出納員等は、前項の規定により収納金を払い込む場合にあっては、当該収納

金を領収した時から指定金融機関等に払い込むまでの間、当該収納金を安全に保管するため必要な措置を講じなければならない。

○寝屋川市教育財産管理規則（平成 24 年教育委員会規則第 1 号）抜粋
（使用許可書の交付等）

第 12 条 教育長は、教育財産の使用許可を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した教育財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。ただし、教育財産の種類に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 使用許可をする教育財産の表示
- (2) 教育財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の住所及び氏名
- (3) 使用の目的及び期間並びに使用上の制限
- (4) 使用料及び光熱水費等の負担
- (5) 使用許可の取消事由
- (6) 原状回復及び損害賠償の方法
- (7) 有益費等の請求権の放棄
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める事項

2 教育財産の使用許可をしないことを決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を理由を付して通知しなければならない。

（教育財産の貸付け等）

第 22 条 （略）

2 前項の規定による教育財産の貸付け又は私権の設定については、行政財産の貸付け又は私権の設定に関する寝屋川市公有財産規則の規定の例による。ただし、当該貸付け又は私権の設定に係る契約に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 5 号の規定により、市長が管理し及び執行する。

○寝屋川市事務決裁規程（昭和59年寝屋川市訓令第3号）抜粋

（合議）

第4条 前条の規定によりその事務を処理する場合において、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。

(1)・(2)（略）

(3) 予算若しくは将来の財政負担を伴うもの又は財政計画に関連するもの 財政課長及び財務部長

(4) 公有財産の取得（当該取得に係る補償を含む。）、管理（貸付け及び行政財産の目的外使用の許可に限る。）及び処分その他公有財産の重大な変動に関連するもの 資産活用課長及び財務部長

(5)～(11)（略）

2 前項の規定にかかわらず、関連する部長、情報監又は危機管理監への合議は、市長が決裁する場合又は副市長が専決することができる場合（次条第2項の規定により、副市長が指定した事項について理事等（理事及び管理監をいう。以下同じ。）が専決することができる場合を含む。）にのみ行うものとする。ただし、専決権者が関連する部長、情報監又は危機管理監への合議が特に必要であると認める場合は、これらの場合以外にも合議を求めることができる。

3（略）

（部長の専決事項）

第6条 部長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(11)（略）

(12) 行政財産の目的外使用を許可すること。

(13)～(19)（略）

2・3（略）

別表第1（第5条、第6条、第7条、第8条、第11条関係）

共通専決事項表

専決事項			専決権者				
			副市長	部長	室長	課長	施設の長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一般 事務 事業 に係 るも の	報酬（会計年度任用職員の報酬を除く。）及び報償費の支出		○	100万円未満	20万円未満	—	—
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	法人、私人及び団体に対する補助金等の支出	補助金及び交付金	○	100万円未満	—	—	—
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

○寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）（平成19年4月1日総事第1号）抜粋

4 予算を伴うものの合議について

- (1) 予算を執行するにつき、起案文書（第1項の規定により作成するものをいう。以下この項及び第6項において同じ。）の記載金額が500,000円以上5,000,000円未満のものについては財政課長に、5,000,000円以上のものについては財政課長及び財務部長に、それぞれ合議するものとする。ただし、工事関係（工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償費等）の予算執行については、300,000円以上のものについて、財政課長に合議するものとする。

(2)～(5) (略)

5 収入調定の合議について

- (1) 収入調定で、当該金額が500,000円以上5,000,000円未満のものについては財政課長に、5,000,000円以上のものについては財政課長及び財務部長に、そ

れぞれ合議するものとする。

(2)・(3) (略)

6 契約の締結に関連するものの合議について

(1) (略)

(2) 公有財産の取得（当該取得に係る補償を含む。）、処分及び貸付けに係る契約に関するものであるときは、起案文書の記載金額いかにかわらず、資産活用課長及び財務部長に合議するものとする。

(3)・(4) (略)

○工事請負契約約款 抜粋

（設計図書の変更）

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 22 条 （略）

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。